

アクティビティノート <第260号>

2018年9月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2018年9月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～9
2. ちょっと注目
『DIYで思わぬ事故を起こさない為に
～①オイルフィニッシュ』 ……p.10～11
3. コラム
『モノを見る目』 ……p.12～13

TOPICS



DIYで思わぬ事故を起こさない為に ～①オイルフィニッシュ～

DIY (Do It Yourself) がちょっとしたブームです。何でも自分でやってみるのは楽しい反面、思わぬ事故を起こさないためには、そこで使う製品や素材についての知識も必要です。今月からシリーズで“DIYで思わぬ事故を起こさない為に”をお伝えします。



モノを見る目

ちょっとした事を知っているか否かで、モノを見る目は違ってきます。モノを見る目があれば、細かい事も気付くようになり、世界は違った見え方をします。

1. 相談業務

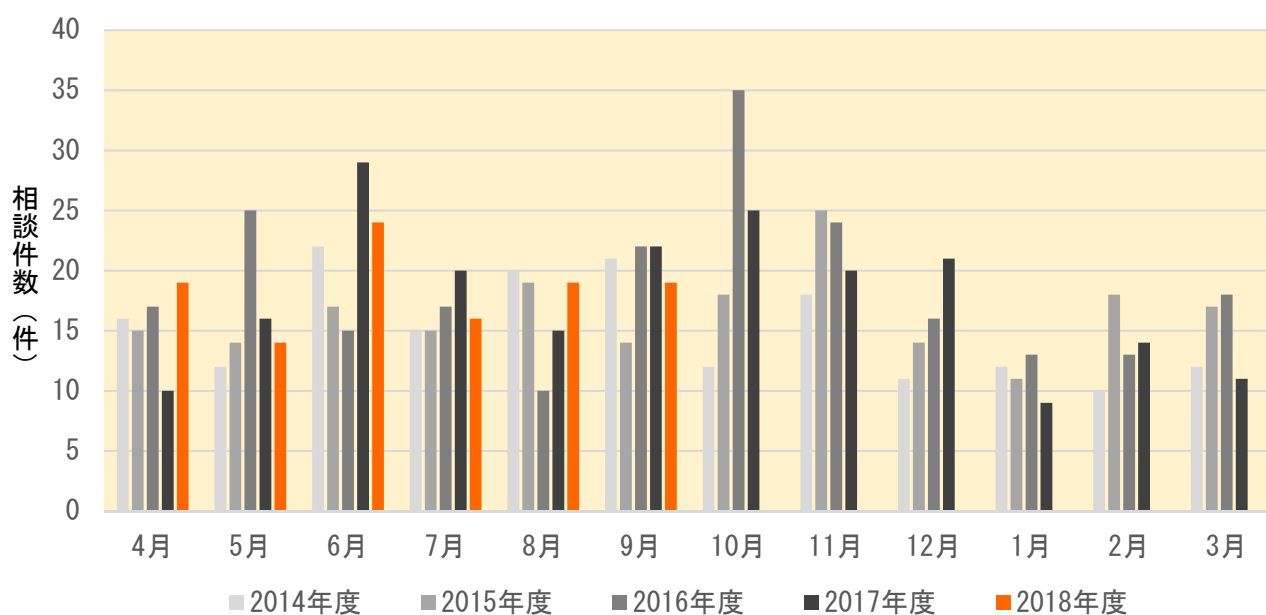
1. 1 相談受付件数

2018年9月度相談受付件数 (8/27~9/25 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	3	1	1	7	0	12	63%
消費生活C・ 行政	3	0	0	2	0	5	26%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	11%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	6	1	1	11	0	19	
構成比	32%	5%	5%	58%	0%		100%

相談内容区分 (改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2014~2018年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <クッションフロアや便座カバーなど複数箇所で紫のシミが出現> 自宅室内の至るところに、ボールペンで付けたような紫の斑点状のシミが出現して困っている。自宅は、3年前にリフォームされた後に入居した賃貸マンションで、築20年くらいの南向きで日当たりのよい3LDK。シミが出現しているのは、居間のクッションフロアのよく歩く場所、ベッドの脚周り、キッチンの塩化ビニル系のマット、洗面所のクッションフロアの壁際、スリッパの裏、便座カバー（裏が吸着性の樹脂でできたもの）の裏などさまざま。クッションフロア、キッチンマット、便座カバーの製造メーカーに申し出たが、どこも同様なケースがなく、原因はわからないとの回答であった。便座カバーは、現品を製造メーカーに持ち込み調査依頼をしており、回答待ちである。何が起きているのかわからず不安。化学製品PL相談センターは経済産業省から紹介された。（若年の女性）〈消費者〉

⇒お伺いしたお話からは原因の特定、または推定は出来かねます。健康被害は出ていないようですので、依頼中の便座カバーの調査報告を待つてみてはいかがでしょうか。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <美容室で首に巻いたタオルで皮膚障害> 「美容室でヘアカットとヘアカラーをして貰った時に、首に巻いたタオルで肌がかぶれたようで、タオルを巻いていたところだけ赤くなってしまった。皮膚科に受診したところ、おそらくタオルに使われていた柔軟剤がかぶれたのだろうとの診断を受けた。柔軟剤の製造メーカーに申し出た所、柔軟剤が原因であれば治療費は支払うとのこと、また更なる原因究明が必要ならば協力するとの回答があった。施術の影響もあるかと思い美容室にも申し出たが、施術に問題はないので当方に責任はないとの回答であった。今後、どうしたら良いだろう」という相談を中年の女性から受けている。こういった場合、どのように進めたら良いだろうか。〈消費生活C〉

⇒お伺いした話から、柔軟剤が原因の可能性は否定できませんが、特定するまでには至っていないと思われます。原因を特定するには、皮膚科でパッチテスト等を行なって、製品またはそこに使われている成分とかぶれとの因果関係を明確にしておく必要があるでしょう。もし、アレルギー性皮膚炎の可能性があれば、アレルゲンを特定しておくことは再発防止のために必要なことですので、皮膚科で相談されるとよいでしょう。また、使われた製品については、製造メーカーで検査してもらうことで、正常品か否かは判断できると思います。

ただし、皮膚障害の場合、因果関係が証明できたとしても、使用者個人の肌の状態や体調により症状が出る場合がありますので、必ずしも製品の欠陥と判断されるとは限りません。柔軟剤の製造メーカーは医師の診断で可能性が示唆されていることで、治療費の支払いに応じると言っているようですので、以上の事柄を参考に、**相対交渉***でどこまでの補償に応じるのか詰めていくようにされてはいかがでしょうか。

※相対交渉とは事故の被害者が製造業者等に申し出て、当事者同士で行なう話し合いのこと。

- ◆ **＜パーマと白髪染めを続けて行なって髪の毛が抜けた＞** 「美容室でパーマと白髪染めを続けて施術してもらったところ髪の毛が抜けてしまった」という相談を受けている。相談者自身が、パーマ剤や白髪染め剤の製造メーカーに問い合わせ中で回答待ちの状況であるが、専門的な質問があった場合に化学製品 PL 相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活 C〉

⇒製品の成分等について分からないことがあれば、当センターをご利用ください。パーマ剤や白髪染めなどの染毛剤は薬機法の規制を受けています。どちらの製品も使用方法によっては、皮膚や毛髪にダメージを与える可能性があります。また、正しく使われていても、被使用者の体調や皮膚や毛髪の状況により、皮膚・毛髪トラブルを起こすことがあります。パーマ剤と白髪染めは、使用されている成分により医薬部外品扱いのものと化粧品扱いのものがあります。薬機法では、医薬部外品のパーマ剤と医薬部外品の白髪染めを続けて施術することは禁じられており、この場合美容室側に責任が生じます。こういったことを念頭にご対応ください。

- ◆ **＜スプレー式潤滑剤を吸い込んで体調不良＞** 「2ヶ月ほど前に、室内で動きが悪くなった蝶つがいにスプレー式潤滑剤を使用し、噴霧液を吸い込んでしまった。その後、鼻が過敏になった状態が続いている。この製品の主成分はシリコンオイルで、10年以上前に購入したもの。耳鼻科に受診したが、原因不明と言われ鼻の不調が続いている。どうしたら良いだろうか」という相談を中年の女性から受けている。化学製品 PL 相談センターに同様な相談はないか。また、何かアドバイスがあれば教えて欲しい。〈消費生活 C〉

⇒スプレー式潤滑剤の相談はありませんが、防水スプレーを吸入して体調不良を訴えた相談は数件受けています。防水スプレーにはシリコン系のはっ水剤が使われることがありますので、スプレー式潤滑剤と似た性質があります。防水スプレーについては、2016年10月に日本中毒情報センターが、「防水スプレーを吸い込む事故に注意しましょう!」という情報発信を行なっています (<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>)。スプレー式潤滑剤についても何らかの情報を持っている可能性がありますので、日本中毒情報センターに問い合わせてみてはいかがでしょうか。体調不良が続いているとのことですが、医療機関を受診する際に、当該製品を持参して、診断の参考にしてもらうと良いでしょう。

- ◆ **＜自宅前に敷きつめた碎石資材で体調不良＞** 1年半前に自宅を新築した際に、敷地に碎石資材を敷きつめた。碎石資材は再生クラッシュランである。入居後4ヶ月くらいして、咳や痰が出るようになった。碎石資材の粉塵が家の中にも入ってきているようで、棚や食器にも溜まっている。医療機関に受診したが、医師からは原因はわからないと言われた。施工業者にクレーム

を申し出たが、室内に溜まった粉塵を調べた結果ハウスダストであるとのことで責任を認めたくない。裁判所に相談したところ、民事調停を進めるには砕石資材の粉塵と健康被害の間の因果関係を証明する必要があると言われ、どうしたらよいか迷っている。そちらで、施工業者と交渉してもらえないか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性) <消費者>

⇒当センターではあっせんや仲裁は行なっておりませんので、施工業者との間に入って交渉することは出来かねます。再生クラッシュランとはコンクリート、レンガ、瓦等の建築材料の廃材を、一定以下の大きさに砕石したもので、道路の砕石舗装や防草被覆材等に使用されています。再生クラッシュランの J I S 規格はありますが、使用に際しての法規制はありません。紛争解決に向けて、裁判所の民事調停をご検討中とのことですが、その他の手段として、弁護士会が運営している紛争解決センターが、あっせんや仲裁を行なっています。一度、ご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <スプレー式潤滑剤を吸い込んで体調不良> 1年半前に、サッシの滑りが悪くなったため、家族がスプレー式潤滑剤を使用した。大量に使用したらしく、使用後室内にスプレー液がこもっていたのですぐに換気をした。その際に吸い込んでしまったようで、喉が痛くなり、持病の喘息も悪化してしまった。また、それ以降、嗅覚や味覚が鈍くなったような気がする。室内にはスプレー式潤滑剤のニオイがまだに残っているように感じる。成分はシリコン系樹脂とあるが、これは危険な製品なのか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。(中年の女性) <消費者>

⇒当センターでは、個々の製品の安全性に関する詳細な情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問合せください。また、感覚異常が継続しているようですので、医療機関を受診し、治療に努めるようにしてください。一般的に、スプレー製品は吸入しないよう気を付けて使用する必要があります。スプレー式潤滑剤ではありませんが、似た性質の防水スプレーについては、日本中毒情報センターが 2016 年 10 月に「防水スプレーを吸い込む事故に注意しましょう！」という情報発信をしています

(<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>)。ご参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <塩素系漂白剤をベッドのマットレスにこぼした> 洗濯用の塩素系漂白剤の原液をコップ一杯分ほど、ベッドのマットレスにこぼしてしまった。マットレスの表面は拭いたが、液は中に染み込んだままになっている。塩素系漂白剤が乾燥すると爆発性の物質が出来て危険だと言う情報を見たが、乾燥させてこのまま使用しても大丈夫だろうか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで調べて知った。(若い男性) <消費者>

⇒お伺いした状況から、マットレスに染み込んだ漂白剤を除去するのは困難と思われるので、そのままお使いになるのはお勧めできません。次亜塩素酸ナトリウムは不均化反応で塩素酸ナトリウムを生じ、これが乾燥した結晶は爆発性があります。工業用途で次亜塩素酸ナトリウムを使用し、衣服に多量に付いたものをそのまま乾燥させて着用し、摩擦により爆発した事象が複数報告されています。この他に、塩素系漂白剤で気をつけるべきことは、酸と混ぜることで有毒な塩素ガスが発生するおそれがあること、独特なニオイがあり、呼吸

器に対し刺激性が有ること、強いアルカリ性で皮膚や目に対する強い刺激性があることが挙げられます。このため、次亜塩素酸ナトリウムが使用されている製品が付着した衣服や被洗浄綿は、流水で十分に洗い流す必要があります。お伺いした状況から流水で洗い流すのは困難と思われまます。

◆ 一般相談等

- ◆ <衣料用洗剤に使用されている蛍光増白剤の安全性について> 「産後、体調不良が続いている。衣料用洗剤を蛍光増白剤無配合のものに変えたところ体調が改善したので、原因は蛍光増白剤にあるのではないかと疑っている。先日、クリーニングに出した衣類を着たところ体調不良となり、クリーニング店に確認したところ、蛍光増白剤で洗っていたことが分かった。家で使っている衣料用洗剤で洗濯して、蛍光増白剤を落としたいと思うが、業務用洗剤の成分と反応して有害物質が出来るようなことはないか」という相談を若い女性から受けている。塩素系漂白剤の「まぜるな危険」のような心配をされている様子である。どの様に答えれば良いだろうか。〈消費生活C〉

⇒クリーニングにはドライクリーニング、ウェットクリーニング、ランドリーと3つの洗濯方法があり、それぞれ異なる洗剤が使用されています。どれも、処理後の衣類を家庭用の衣料用洗剤で洗うことで有害物質が出来るようなことはありません。ご心配される必要はないでしょう。蛍光増白剤は衣類を白く仕上げるために使われる染料の一種です。肌着やワイシャツ等の白物衣類にもともと使われていることが多く、繰り返し洗濯することで徐々に脱落していきます。衣料用洗剤には、それを補う目的で蛍光増白剤が配合された製品があります。蛍光増白剤は広く一般に使用されているものですので、体調不良の原因とは考え難いと思われまます。体調不良が続くようであれば医療機関に受診し、適切な処置を受けるようにしてください。

- ◆ <粉末歯磨きで口腔内がただれた> 「帆立貝の貝殻を粉碎したパウダーを含む粉末タイプのホワイトニング歯磨きを使用したところ、口の中がただれてしまった」という相談を受けている。製造メーカーに問い合わせたところ、当該製品のpHがアルカリに寄ってしまったことによるものであり、同時期に製造した製品を自主回収しているとのことであった。当該製品には医薬部外品の表示はないが、これは雑貨になるのか。どのような法規制を受けているのか知りたい。〈消費生活C〉

⇒歯磨き剤は、薬機法の規制を受けており、薬効成分を含む医薬部外品と含まない化粧品に分類されています。当該製品には医薬部外品の表示がないとのことですので、化粧品に分類されるものと思われまます。薬機法では、医薬部外品や化粧品で皮膚障害などの副作用の報告があった場合、その内容が重篤なものや治療に30日以上を要した場合は厚生大臣に報告する事が義務づけられています。本件が該当するか否か、また製造メーカーがキチンと対応しているか否かご確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <ハチ用のエアゾール式殺虫剤の残留成分について> ハチが室内に侵入してきたので、ハチ用殺虫剤を使用して駆除した。この製品は屋外専用で、噴射の勢いが強い。使用後、殺虫成分

の残留が気になったので、中和剤について製造メーカーに問い合わせたが、そのようなモノはないとの回答であった。今後も屋内で使用する可能性があり、残留成分の有効な除去方法を知りたい。この製品の有効成分はシフルトリン、フタルスリンである。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。(若年の男性)〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。取り扱い方法等については、製造メーカーの指示に従って、正しく使用してください。インターネット等の製品情報を見ると、当該製品は屋外専用で室内での使用は禁じられています。これは、殺虫成分が遠くまで届くように、噴射の勢いが強く、噴射量も多く設計されていること。また、噴射による殺虫効果と同時に、建物の被噴射面に薬剤が残留し、ハチを寄せ付けないことで巣作りを予防する効果を持たせているためと考えられます。室内では使用しないようにしてください。残留成分の除去については、シフルトリンが残留性成分であり、水に溶解しにくい性質がありますので、完全にとれるかどうかわかりませんが、中性洗剤を薄めた液で拭き取るようにしてみてはいかがでしょうか。尚、当センターでは被洗浄面の材質や状況が分かりませんので、拭き取る前に、目立たないところで試してから処理するようにしてください。

- ◆ <作業着に付着したアルカリ脱脂洗剤について> メッキ工場に勤める主人の作業服に、工場を使うアルカリ脱脂洗剤が付着した。付着した部分は乾いて白くなっていたが洗濯をしたらきれいに落ちた。家庭の洗濯機で洗ったため、付着していた洗剤が洗濯機に残留していないか心配。このまま他の衣類を洗っても大丈夫か。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。(若年の女性)〈消費者〉

⇒メッキ工場では、メッキをする対象物に付着した油性の汚れを除去するために、脱脂洗浄の工程があり、水酸化ナトリウムや炭酸ナトリウムなどを含有したアルカリ性の脱脂洗剤が用いられます。これらは、水に溶解しやすい性質がありますので、通常の洗濯で洗い流されているものと思われます。そのまま他の衣類を洗濯しても、特に問題はないでしょう。

- ◆ <シリカゲルの安全性について> 衣類の乾燥剤のシリカゲルを誤って、洗濯機で衣類と一緒に洗ってしまった。一緒に洗濯した衣類にシリカゲルの成分が付着していないか。衣類をそのまま着用しても大丈夫か。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年の女性)〈消費者〉

⇒シリカゲルは水に不溶な物質ですので、溶けて衣類に付着することはなく、一緒に洗われた衣類を着用されても問題ありません。

- ◆ <除草剤の安全性> 近所の人が自身の休耕地に除草剤を撒いた際に、公道にも撒いたようだ。その公道が自宅に隣接しており、井戸もある。撒かれた場所から井戸までは約 60 メートルあるが、地下に浸透して井戸に除草剤が流れ込んでいないか心配。行政にも相談したが、問題ないというだけで親身になってくれない。撒いた方とは話しておらず、どのような除草剤を撒いたかは全くわからない。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒頂いた情報からでは正確なお答えはしかねます。除草剤を井戸の周りに撒くことについての情報を出しているメーカーもあります。撒かれた除草剤の製品名・製造メーカーを確認して、製造メーカーにお問い合わせになってはいかがでしょうか。

- ◆ <手のひらに残るベタベタ感の原因> スーパーで買い物をした時に、カートの手グリップに接着剤のような透明のネバネバした液が付着しており、手のひらに付いてしまった。すぐに洗ったが、その後2週間経っても、ベタベタした感じが残って困っている。乾いているときは何ともないが、濡れるとベタベタ感が戻ってくる。皮膚科に受診したが、皮膚に異常はなく、治療の必要はないと言われた。原因としてどのようなことが考えられるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>
⇒お伺いしたお話から、原因を特定することは困難です。ただし、皮膚科的に異常がないとの診断を受けていることから過度に心配される必要はないと思われます。一般に人の皮膚は新陳代謝によって常に更新されており、最も外側にある角質層を形成している角質細胞は4週間周期で更新されます。皮膚表面に何かが付着したとしても、新陳代謝で角質細胞と一緒に剥がれ落ちてしまいます。もうしばらく、様子を見るようにしてはいかがでしょうか。
- ◆ <浴室用洗剤が顔に掛かった> 浴室用洗剤を使っていて、子どもの顔に液が掛かったかもしれない。子どもの様子に変化はなく、いつもと変わらない様子であるが、このままにしているものだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若年の女性) <消費者>
⇒お使いになった浴室用洗剤は、ごく一般的な中性タイプの洗剤です。念のため流水で顔や目を洗うようにし、その後の様子に変化がなければ、特にそれ以上の処置は必要ないでしょう。
- ◆ <塩素系パイプクリーナー使用時に注意すること> 塩素系のパイプクリーナーを台所の排水口に使用した時に、製品容器の吐出口周りに液が付着していたのでティッシュで拭いた。そのティッシュは丸めてビニール袋に入れて、他のゴミと一緒に捨てたが、中で反応して有毒ガスが発生するようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターの紹介で、以前にも利用したことがある。(若年の女性) <消費者>
⇒数滴のパイプクリーナーを拭き取った程度であり、現状が何ら問題を生じていない状況であるならば、特にご心配になる必要はないと思われます。一般に、塩素系パイプクリーナーの主成分である次亜塩素酸ナトリウムは、酸性の物質と混ざると有毒な塩素ガスを発生することがあります。台所にあるものとしては、食酢やクエン酸系の洗浄剤などと混合しないようにし、生ゴミに直接掛けるのも避ける必要があります。また、強いアルカリ性で腐食性がありますので、皮膚についたり、眼に入ったりすると危険です。お使いになるときは炊事手袋等を着用されるとよいでしょう。
- ◆ <食品成分の灰分分析について> 弊社は食品や食品添加物を扱っている商社であるが、当社が輸入販売している製品について、納入先から灰分分析をした際のバラつきについての問合せを受けた。輸入元に確認したところ、簡単な回答書が返ってきた。納入先に説明したいが、化学的かつ専門的な内容でよく理解できない。解説してもらえないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。 <事業者>
⇒灰分とは栄養表示基準で「食品をある温度(550~600℃)で灰化し、有機物、水分を除いた残留物の量」と定義されています (http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150914_tuchi4-

betu2.pdf)。回答には灰分分析を行なう際の温度条件により、一部が炭酸塩として残るためにバラつきが出ているのではとの見解が書かれています (回答書を FAX で入手し確認)。

- ◆ <数種の化学薬品を混合した際の反応性> 理美容メーカーの顧客から、特定の数種の化学薬品 (実際には 4 種類の化合物の化学名を挙げる) を混合した際に化学反応が起こるかどうかについて質問を受けている。そちらで分かるか。<事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行なっておりません。一般的な化学知識に関連したことでしたら、分かる範囲でお受けしておりますが、ご質問の内容については、知見を持ち合わせておらず、お答えしかねます。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <抗菌加工製品で化学物質過敏症の症状が発現> 自分は化学物質過敏症であるが、抗菌加工製品に触れると症状が発現する。触れた部分から不快感が広がり、体調不良となる。抗菌加工していることが表示されていれば避けることが出来るが、表示のない製品もあり困っている。自分と同じ悩みを抱えている人は他にもいると思うので、表示を義務化することはできないだろうか。先日は、マイナンバーカードにも反応してしまい、行政に抗菌加工の有無を問い合わせたが、加工の有無まではわからないとのことであった。多くの人が持つものなのに、管理されていないのはまずいのではないか。化学製品 PL 相談センターは国民生活センターから紹介された。(中年の男性) <消費者>

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質との接触を避ける必要があり、お困りの状況は良く理解いたしました。当センターとしては、頂いた情報を月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等をして、情報の共有化を図ってまいります。



DIYで思わぬ事故を起こさない為に ～①オイルフィニッシュ～

最近、テレビでDIY (Do It Yourself) を取り上げた番組が目につきます。手軽に手に入る材料で家具調度品を自作したり、室内の模様替えをしたり、規模の大きいものでは古い家のリフォームをしてしまうものまであります。材料にこだわったり、自分オリジナルなデザインに仕上げたり、見ているだけでも楽しい番組が多いように思います。「自分でできることは自分でやってみよう!」という考えの下、楽しみながら取り組めるDIYは、今ちょっとしたブームになっているのではないのでしょうか。



DIYで木工をするときに、人気なのがオイルフィニッシュ。木目を生かしたナチュラルな仕上がりで、ちょっとアンティークっぽい感じでなかなか素敵です。でも、使う時に気をつけないと火事を起こすことがあります注意が必要です。

オイルフィニッシュとは、チークオイルを浸み込ませて、綿布 (ウエス) で拭き上げて仕上げる塗装方法です。チークオイルは乾性油という種類の植物油が主原料です。乾性油は時間とともに木材に浸透して固まることで、その木材の木目を生かしつつ、耐久性などを向上させる働きがあります。乾性油の他に、樹脂や着色料などが配合されている製品もあります。乾性油としては、亜麻仁 (アマニ) 油が使われることが多いようですが、その他にも、桐油、荏胡麻 (エゴマ) 油などが使われます。

乾性油とは、分子中に二重結合をたくさん持っている油で、空気中の酸素と反応して硬化する性質を持っています (いわゆる「酸化重合反応」と呼ばれる現象です)。このため、べたべたせずさらっとした仕上がりになります。

この酸化重合反応の際に発生する熱が曲者です。反応が進行しやすく、かつ熱がこもって高温になりやすいような条件が揃うと、自然発火し、最悪火災に発展することがあります。このような条件に該当しやすく注意が必要なのは、オイルの拭き上げに使用した布やウエスを廃棄する場合です。オイルを含んだ布やウエスを多量に積み重ねたままに放置すると、空気との接触面積が大きく、オイルの酸化重合反応が進みやすくなります。また、積み重ねられた繊維は空気を多く含むため、断熱性が高く、内部に熱がこもりやすくなります。温度が上昇すると、酸化反応は進みやすくなりますので、益々蓄熱されて行きます。このような条件が重なると、熱がこもって自然発火し、火災につながる可能性があります。蓄熱して火が出るまで時間が掛かることも多く、ひと仕事終えて、人の目が離れたところで知らぬ間に火が出たりして大変に危険です。こういった事故を防ぐためには、オイルを含んだ布やウエスは、その都度、水の入ったバケツ等の容器に入れ、十分に水に浸して、水分を含ませた状態で廃棄する必要があります。尚、製品そのものは、空気との接触面積

が少なく、熱がこもって高温になるようなことがないので、発火の心配はありません。また、塗料として木材に塗られた場合も空気との接触面から効率的に放熱され、蓄熱されることもありませんので発火の心配はありません。

チークオイルの他に長油性アルキド樹脂塗料なども酸化重合反応で乾燥しますので、これらについても同様の注意が必要です。塗料容器の注意事項欄などに、廃棄する際の注意表示がありますので、表示に従って適正に処理する必要があります。

オイルフィニッシュは昔からある木材塗装であり、乾性油の性質を上手に利用した手法です。事故防止も「Do It Yourself」精神の一つ、オイルフィニッシュに使われる塗料の特性やメカニズムを良く知って、思わぬ事故を起こさないよう気をつけましょう。

参考にした情報

- 1) 「えっ？こんなことで火事に?! (自然発火)」、大阪府八尾市
<http://www.city.yao.osaka.jp/0000019191.html>
- 2) 「塗料を含浸したウエスからの自然発火事故について」、独立行政法人製品評価技術基盤機構
<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/specialnews/news64.html>
- 3) 「木材塗料の使用後の自然発火に注意!」、国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/news/toryou.html>





コラム

モノを見る目

発車メロディをご存知ですか？ 駅のホームで、電車のドアを閉める前に流される、発車を知らせる短いメロディのことです。以前、発車時に流されていたのは、「ピロピロピロ…」といった電子音でしたが、混雑時に耳障りだと不評を買っていたため、1989年に新宿駅と渋谷駅で導入され、それが徐々に全国に広まったと言われています。実は、この発車メロディ、知らないうちに進化を遂げ、いまではさまざまなご当地バージョンが出来ています。



私が、それを知ったのは、2014年に、最寄り駅である JR 阿佐ヶ谷駅の発車メロディが「たなばたさま」のメロディに変更されてからです。今まで、気にも留めずに聞き流していたものが変更され、「あれっ？」と思ったのがきっかけです。阿佐ヶ谷といえば、毎年 8 月に行なわれる「阿佐ヶ谷七夕まつり」と 10 月に行なわれる「阿佐ヶ谷ジャズストリート」で有名ですが、これにちなんで曲は「たなばたさま」で、ジャズ風にアレンジされたピアノ演奏のメロディとなったようです。JR 阿佐ヶ谷駅のホームは 4 番線まであるのですが、凝ったことにそれぞれアレンジが異なり、よく聴けば何番線の電車が発車しようとしているかまで分かる芸の細かさです。

それから、色々な駅を利用する度に、ここの発車メロディは何だろうと気にかけていたところ、実に様々な曲が使われていることに気付きました。多くは、発車メロディとして開発されたものですが、中には有名な曲も使われており、それも、駅のある町に所縁のある曲でご当地メロディになっています。例えば、東京ドームのある水道橋駅は「闘魂こめて」、これは東京ドームを本拠地としている某球団の球団歌です。高田馬場駅は「鉄腕アトム」、これは高田馬場に作者の手塚治虫のプロダクションがあったため。品川駅の東海道線ホームは「鉄道唱歌」、蒲田駅は「蒲田行進曲」、また恵比寿駅は「第三の男」、耳慣れない曲かも知れませんが、聴けばきっと分かります。あのビールの CM で使われる曲です。鉄道の駅では発車メロディというものがあり、駅によって様々な曲が使用されている、という事実を知ったことで、沢山の気付きを得ることができたように思います。

何事も、ある法則や決まりごとを知ることで、自分の中にモノを見る視点ができ、様々なこと、普段つい見逃してしまうような細かいことにも気付くようになります。テレビでスポーツ観戦すると、一つひとつのプレーに対し、解説者が実に細かい技術的な解説をしますが、あれも経験の中で視点ができているからこそなせる業ではないでしょうか。

私どもの所には、実に様々な製品事故に関連した相談が寄せられます。その中には、製品の持つハザード（危険性）への認識が甘く、使い方が雑になって起ってしまっている事故も少なくありません。例えば、「防水スプレーを室内で使い、霧を吸い込んでしまい呼吸困難になって病院で入院治療することになってしまった」と言ったものです。製品には「注意：吸い込むと有害。必ず屋外で使用」という警告表示がありましたが、相談者は見落としており、霧を吸い込むと有害であるという

認識を持たずに使用していました。製品には様々な注意表示が記載されていますが、限られたスペースに表示されるため、字が小さく読み難いものです。使い慣れた製品や、使い方が分かり切った製品の場合、表示を気にも留めずに使っている人も多いことでしょう。しかし、守らないと重篤な健康被害や重大な財産被害につながる注意事項については、「警告表示」で大きく表示されています。また使われる言葉も決まっていて、危険>警告>注意とあり、この順番で危険性の度合いが大きくなっています。この様な決まり事さえ知っていれば、最低限守らなければならない重要な事は何かを容易に認識することができ、事故を未然に防ぐことができます。

ちょっとした事を知っているか否かで、視点の持ち方は全然違ってきます。様々な所が、事故情報や事故防止のための啓発情報を出しています。聞き流さずに、他山の石として自分事化することも大切ではないでしょうか。

追伸；先日、ネットで、JR 東日本が、試験的に発車メロディの廃止を検討しているとのニュースを目にしました。理由は、発車メロディが駆け込み乗車を誘発しているため、とのこと。駆け込み乗車をしないのは基本的なマナーです。駅の階段やホームを駆けるのは、自分にとって危険なだけではありません。もしお年寄りや目の不自由な方とぶつかったりしたら、相手に大怪我をさせてしまうこともあり、絶対にしてはいけない行為です。これも、長年、事故情報に注意し続けてできた視点の一つかも知れません。事前に発車を知らせることで、思わぬ事故を防ぐ為の発車メロディが、駆け込み乗車を誘発しているなんて、本末転倒のように思います。皆さん、絶対にやめましょう。発車メロディ存続のためにも…。



化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
 - ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご利用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル
TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604
URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。